

第36回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年6月25日（木曜日）午後2時から午後3時まで

2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室

3. 出席委員（農業委員出席11名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席8名／定数9名）

会 長 神谷昌明

農業委員 永坂邦男 山中力四郎 市古昭子
原田孝司 黒田実 長谷部実
藤浦利吉 近藤正孝 金子さか江
三島孝二

農地利用最適化推進委員

石川清勝 藤関弘之 新美康弘
金原節子 加藤浩孝 下島良一
杉浦孝明 磯貝孝弘

4. 欠席委員（農業委員0名、農地利用最適化推進委員1名）

永井是充

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選定について

第2（1）議案について (18件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件 2件

議案第2号 碧南農用地利用計画変更の件（用途区分の変更） 1件

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について 14件

追加議案

議案第4号 事務の実施状況の公表 1件

（2）報告事項について (16件)

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 2件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 10件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の件 2件

報告第4号 農地改良届の件 1件

追加報告

報告第5号 生産緑地あっせん不成立の件 1件

6. 事務局・説明員

事務局長 杉浦英樹 次 長 伊藤博之 係 長 松井佑未子

主 事 石川修平

7. 議事とその結果

次 長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより「第36回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。14番委員から欠席の届け出がありました。よって、本日の出席委員は、農業委員11名・推進委員8名で、本会議は成立していますことをご報告いたします。 これからの取り回しにつきましては、碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、「神谷 昌明」会長をお願いいたします。
会 長	本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。 これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	それでは、7番委員、8番委員をお願いします。
会 長	次に、日程第2の議事に入ります。 議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	1ページをお開きください。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。 受付番号1963番 ◎◎町◎丁目◎◎番 畑 747㎡につきまして □□町□丁目□□番地 □□□□さん から 9番委員 へ 所有権設定の許可申請です。 申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。 この農地は、市街化調整区域の農地です。 対価は〇〇円、坪単価は約〇〇円です。 農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、 第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力について自作地は畑が9,464㎡です。借入地は畑が6,021㎡です。経営地は合計15,485㎡です。貸付地は田が1,689㎡、畑が2,725㎡の計4,414㎡です。 農作業に従事する者は、農作業歴40年の9番委員と、50年の母、25年の妻です。 通作距離は、車で6分となっております。 第4号関係の、農作業従事日数は、9番委員が250日、母と妻が200日です。 第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、周辺農地の耕作者と協調して耕作をしていきますので支障ありませんとのこと。 以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。 6月8日に、17番委員、20番委員と事務局で、現場確認を実施しました。

地図は、20ページにあります。今回の土地取得によって集約化が進むため譲受人の経営地を灰色で示しております。

続きまして、受付番号1964番です。

◎◎町◎丁目◎◎番 519㎡はじめ2筆、980㎡につきまして

□□町□丁目□□番地 □□□□さん から

△△町△丁目△△番地 △△△△さん へ 所有権移転の許可申請です。

申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。

この農地は、市街化調整区域の農地です。

対価は無償です。

農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、

第1号関係の、譲渡人の農地の経営面積及び労働力についてですが、自作地は畑が5,813㎡です。借入地は畑が17,367㎡です。経営地は合計23,180㎡です。貸付地は田が1,515㎡です。

農作業に従事する者は、農作業歴11年の△△さんと、65年の祖母、50年の父、35年の母、5年の妻です。

通作距離は自動車で6分となっております。

第4号関係の、農作業従事日数は、△△さん、父、母、妻は300日、祖母は200日です。

第6号関係の、周辺地域との調和要件ですが、地域農業集落の取り決めに従い、周辺農地の耕作者と協調して耕作していきますので支障はありません、とのこと。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

6月8日に、17番委員と20番委員と事務局で、現場確認を実施しました。

地図は21ページ、22ページにあります。

会 長

ありがとうございました。

只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。17番委員をお願いします。

17番委員

受付番号1963番につきましては、現状ハウスで耕作されており問題ないと思われます。受付番号1964番につきましては2筆とも農地として適正に管理されておりますので、問題ないと思います。以上です。

会 長

ありがとうございました。続きまして20番委員をお願いします。

20番委員

受付番号1963番につきましては現状利用権を設定しながら耕作していると伺っており、実際に耕作されているので問題ないと思われます。

受付番号1964番につきましては、1筆若干草生えしておりましたが事務局経由で是正するよう伝えたところすぐに土を起こしていただきました。問題ないと思われます。

会 長

ありがとうございました。

全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。

9 番委員	9 番委員の案件を先決します。
会 長	(退席)
会 長	9 番委員の案件は、受付番号 1 9 6 3 番です。
会 長	この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
議 場	よろしいですか。それでは簡易採決します。
会 長	9 番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、9 番委員関連の受付番号 1 9 6 3 番は原案のとおり決定しました。
9 番委員	(自席に戻る)
会 長	それでは、先決 1 件を除く 1 件について、質疑に入ります。
会 長	この件について、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
議 場	よろしいですか。それでは簡易採決します。
会 長	議案第 1 号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第 1 号は原案のとおり決定しました。
会 長	次に議案第 2 号、「碧南農用地利用計画変更の件（用途区分の変更）」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	2 ページをお開きください。
	議案第 2 号、農用地利用計画変更の件（用途区分の変更）についてです。
	この案件につきましては、碧南農業振興地域農用地区域の農用地利用計画を変更するにあたり、碧南市から農業委員会に意見を求められているものです。
	受付番号 1 9 6 5 番
	この案件は、農用地から農業用施設用地にするための用途区分の変更です。
	申出人は、△△町△丁目△△番地 △△△△、
	申出地は、◎◎町◎丁目◎◎番 現況雑種地 2 7 m ² はじめ 1 1 筆
	計 1, 3 2 1 m ² です。
	施設の概要は店舗 1 棟 建築面積 1 4 1 . 5 1 m ² 、農業用倉庫 1 棟 建築面積 1 8 8 . 8 1 m ² 、駐車場敷地 1 4 台分、通路 2 4 8 m ² の設置をする申出でございます。
	市が農用地利用計画を変更するためには、碧南市農業委員会のほか、該当地区の土地改良区である碧南市土地改良区とあいち中央農業協同組合の同意が必要となりますが、農業委員会を除く団体については、碧南市から意見照会が行われており、碧南市へ同意済みとのことです。
	また、隣地農地所有者、耕作者からも用途区分変更することの同意を受けているとのこと。
会 長	令和 8 年 6 月 8 日に 1 7 番委員と 2 0 番委員、事務局で現場確認を実施しました。
	地図は 2 3 ページ、参考として配置図は 2 4 ページにあります。
	ありがとうございました。
	只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明

	をお願いします。 17番委員をお願いします。
17番委員	元々違反転用されている土地について、図面のとおりは是正していく予定と事務局から回答ありました。以上です。
会 長	ありがとうございました。続いて20番委員をお願いします。
20番委員	現状は今までと変更ございません。
	今回の用途区分変更申請後、農地転用許可申請を実施する予定と聞いています。
	また農地転用許可後、年内に工事を実施予定と事務局より伺っております。違反転用地を是正していくいい心掛けと思いますので、問題ないと思われます。以上です。
会 長	ありがとうございました。
	それでは、この件につきまして推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
12番委員	会長。
会 長	12番委員。
12番委員	今回の配置図をみると、100㎡以下に分筆されている土地が6か所ほどあります。以前からこのような形で分筆されていたのでしょうか。
事務局	元々対象地は3筆しかありませんでした。今回、農業用倉庫を新たに設置するにあたり建築課の基準で接道を設ける必要がありましたので、元々畑であった箇所を一部接道の為に分筆しております。
	また、店舗も新たに設置しますが店舗を建てる部分が一部畑と被っているので、畑と被っている箇所につきましても分筆しております。以上です。
12番委員	承知しました。
会 長	他にご意見ありますでしょうか。
	よろしいですか。それでは簡易採決します。
	議案第2号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第2号は、原案のとおり決定しました。
会 長	次に議案第3号、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。
	事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	3ページをお開きください。
	議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について説明致します。
	中間管理法に基づき碧南市から農用地利用集積等促進計画（案）についての意見を求められましたので、審議いただくとともに、農地中間管理機構に対して計画を定めることを要請してよろしいか審議願うものです。
	案件は全て貸借権設定で、合計件数14件、合計面積21,289㎡です。内訳は、田5,089㎡、畑16,200㎡です。
	この農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用集積等促進計画を定め県に提出、県が認可、公告といった手順の後、権利が設定されます。以上です。

会 長	ありがとうございました。 全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。 5番委員の案件を先決します。
5番委員	(退席)
会 長	5番委員の案件は受付番号1982番です。 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ありませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。 5番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、5番委員関連の受付番号1982番は、原案のとおり決定しました。
5番委員	(自席に戻る)
会 長	次に7番委員の案件を先決します。
7番委員	(退席)
会 長	7番委員の案件は、受付番号1967番です。 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問はありませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。 7番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、7番委員関連の受付番号1967番は、原案のとおり決定しました。
会 長	それでは、先決2件を除く12件について、質疑に入ります。 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
会 長	よろしいですか。それでは簡易採決します。 議案第3号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議 場	(「異議無し」の声)
会 長	異議もございませんので、議案第3号は原案のとおり決定しました。
会 長	次に追加議案第4号、「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	机上に置かせていただきました資料のご確認をお願いいたします。 追加議案第4号、令和7年度農地利用最適化の推進状況その他の事務の実施状況の公表についてです。 受付番号1889番 農業委員会等に関する法律第37条により、公表する必要があるため、例年、議案とさせていただきます。 情報量が多い資料ですので、要点をピックアップして説明いたします。 1ページをご覧ください。 「Ⅰ 農業委員会の状況」ですが、こちらは令和7年度の目標設定時の状況を転記したのになりますので、説明を省略させていただきます。

2 ページをご覧ください。

「Ⅱ 最適化活動の実施状況」ですが、「1 最適化活動の成果目標」をご覧ください。

「(1) 農地の集積」の「③実績」は、集積率が72.9%で、目標値の72.6%に対する達成状況は100.5%となりました。

続いて、「(2) 遊休農地の発生防止・解消」についてですが、3 ページの③実績をご覧ください。

令和6年度まで遊休農地はなかったため、「ア 既存遊休農地の解消」「イ 新規発生遊休農地の解消」はいずれも数値は0です。④のその他に令和7年度の農地パトロールの結果として、遊休農地が新規で発生しましたので0.3haと数値をいれております。

今後も引き続き所有者に対して雑草の除去等の改善指導をしていきます。

続いて、「(3) 新規参入の促進」についてですが、4 ページの③実績をご覧ください。

「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積」は、土地所有者に内諾の意向を調査していませんので、0ヘクタールです。なお、新規参入者の状況としては、2経営体、取得農地面積が0.21ヘクタールでした。

「2 最適化活動の活動目標」の「(2) 活動強化月間の設定」の「②実績」をご覧ください。7月、9月、3月にそれぞれ記載のとおり取り組みを行いました。

続いて、5 ページをご覧ください。「(3) 新規参入の促進」の「②実績」は、新規参入相談会への参加は行っていないので、0回です。

頁の一番下に「推進委員等の点検・評価結果」が記載してあります。これは月当たりの活動日数が目標の8日を上回ったかどうか等によって、国の点検・評価基準表にあてはめたものです。なお、月当たりの活動日数の平均は15日でした。

最終6 ページは、事務の実施状況を記載したものになりますので、説明は省略させていただきます。

なお、この追加議案第4号につきましては、本会議終了後、市及び全国農業会議所のホームページにて公開予定です。以上です。

会 長 ありがとうございました。

会 長 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問はありませんか。
よろしいですか。それでは簡易採決します。

追加議案第4号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、追加議案第4号は原案のとおり決定しました。

会 長 引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 2件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 10件

報告第3号 農地法第18条第6号の規定による届出の件 2件

事務局 会 長 会 長 会 長 会 長	報告第 4 号 農地改良届の件	1 件
	追加報告	
	報告第 5 号 生産緑地あっせん不成立の件	1 件
	合計 1 6 件一括報告してください。	
	(報告)	
	ありがとうございました。	
	只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。	
	それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。	
	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。	
	続きまして、碧南市農業委員会会議規則第 1 1 条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。	
	無いようですので以上をもちまして、第 3 6 回碧南市農業委員会を閉会とします。	

～午後 3 時閉会～